

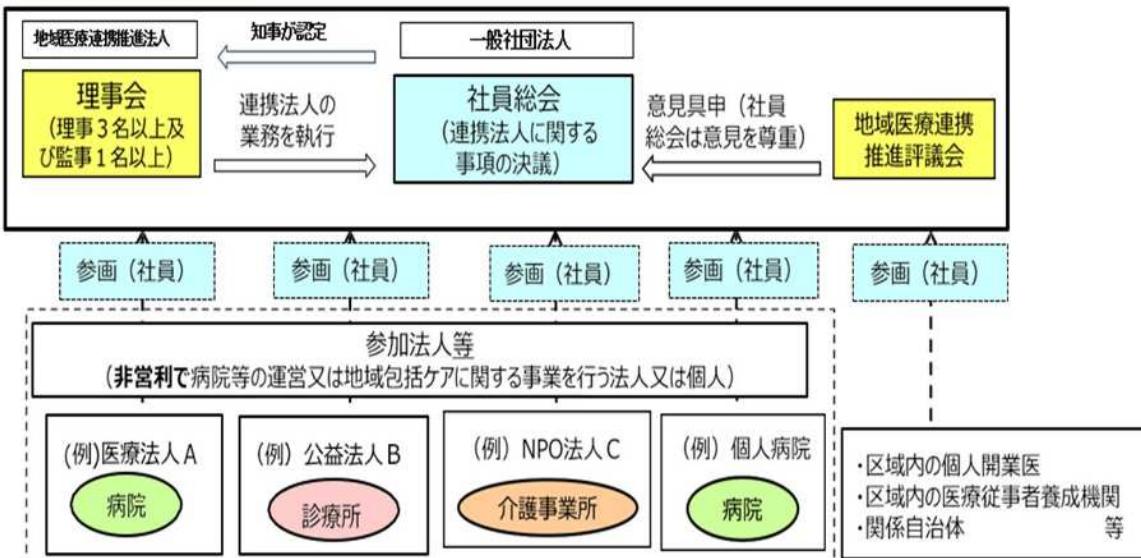
報告2

その他（地域医療連携推進法人の認定について）

- ・ 地域医療連携推進法人について 1
- ・ 埼玉医科大学が設立を目指す地域医療連携推進法人
(彩の国ハピネス会) について 2

地域医療連携推進法人について

1.制度の概要



- 医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- 複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保
- 地域医療構想調整会議、医療審議会の意見を踏まえ都道府県知事が地域医療連携推進法人に認定

2.連携法人で実施されている主な業務等

- 医療従事者の共同研修
- 医師、看護師等の人事交流
- 医薬品・医療機器等の共同調達
- 病床機能の変更
- 病床融通

3.設立の状況

- 令和7年10月1日現在、28道府県で58法人が設立
- 本県では、令和5年3月に「あげおメディカルアライアンス」が設立実施されている主な業務は以下のとおり
①医療・介護従事者の確保・育成
②医療品、診療材料、医療機器等の共同購入、共同利用等

埼玉医科大学が設立を目指す地域医療連携推進法人（彩の国ハピネス会）について

1. 設立目的

- 医療従事者の人材育成を促進することにより、地域医療の質向上を図る。

2. 参加法人及び医療連携推進区域

- 参加法人

8団体：5法人2市（秩父、東松山）1町（小鹿野）

- 医療連携推進区域

毛呂山町、東松山市、小川町、秩父市、小鹿野町、熊谷市



3. 実施する医療連携推進業務（定款から）

- 医療技術や看護能力等の向上に資する人材育成に係る事業
- 医療DXを含めた医療連携体制の構築に係る事業 など

4. 認定について

- 各保健所で実施された地域医療構想調整会議で説明し、了解を得ており、医療整備課との事前協議を経て、知事への認定申請がなされている。

- 医療審議会（法人部会）の意見聴取の上、認定を行う。

